

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (平成 30 年 9 月～令和元年 8 月) について

(趣旨)

委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっている。

今回で委員会発足後 4 度目となる活動状況の報告書(案)(平成 30 年 9 月～令和元年 8 月)の公表について、ご審議をいただく。

1. 報告書(案)の構成と概要(詳細は資料 6-1 を参照)

第 1 章 電力の適正な取引の確保のための厳正な監視など

第 1 小売取引の監視等

- 小売登録について審査し、これまで 601 件が登録された。
- 東京電力エナジーパートナー株式会社、関西電力株式会社に対し、電気事業法の規定に基づき行う契約締結前後の書面不交付に関する業務改善勧告を行った。
- 小売電気料金の事後評価を実施した。対象事業者 9 者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。

第 2 電気の卸取引の監視

- 委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。
- 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 8 月 31 日までの期間については、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 新たに創設されたベースロード市場における取引について、一部の事業者に対して供出上限価格の計算の適切性を指摘した。

第 3 送配電事業の監視

- 一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 13 社について、「託送供給等収支の計算」及び「約款の運用等」を重点的に確認し、このうち 8 事業者に指導を行った。
- 委員会は、電気の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 8 月 31 日の期間においては、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者 10 者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 卸電力取引の活性化

- 旧一般電気事業者に対し、①卸供給の諾否に関する判断や、②卸供給の交渉体制について、自主的な取組として適切に対応するよう要請した。
- JEPXに対し、中立性・独立性を確保しつつその機能を向上させるための体制について検討するよう要請した。

第2 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議

- 連系線の利用に関する間接オークションの導入及び非化石価値取引市場の創設等を踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」の改定を建議した。
- スwitchingの期間中における取戻し営業行為について、「電力の小売営業に関する指針」の改定を建議した。

第3 電気の経過措置料金の解除検討について

- 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準のあり方及び当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価等について、大臣に意見を回答した。

第4 発電側基本料金等の検討

- 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力系統を取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保するため、発電側基本料金を令和5年度に導入することを目指すこととした。

第5 託送供給等約款における送電ロスの取扱いの見直し

- 託送供給等約款に規定する送電ロスについて、スマートメーターの設置が完了するまでの間は毎年改定を申請するよう一般送配電事業者に要請した。

第6 一般送配電事業者による調整力の公募調達

- 調整力の公募調達結果を踏まえ、令和2年度の公募に向けて改善すべき点について、一般送配電事業者に要請した。

第7 インバランス料金制度の見直し

- 令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、詳細の検討を行った。

第8 法的分離に伴う行為規制

- 行為規制に係る「適正な電力取引についての指針」の改定について、その案を作成し、パブリックコメントを実施した。

第3章 ガス市場の適正な取引の確保のための厳正な監視など

第1 ガス小売取引の監視等

- ガス小売登録について審査し、これまで1,404件が登録された。
- 平成30年9月1日～令和元年8月31日の期間におけるガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 平成29年度のガス小売規制料金について事後評価を実施し、対象事業者7社について値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、平成30年12月に大臣に意見回答を行った。
- ガス小売料金の特別な事後監視の結果、平成30年9月～令和元年8月においては、2社に対して文書指導を行った。

第2 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

- 平成29年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、6社については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準額を超過していることを確認した。当該事業者からは、期日までに値下げ届出を行う予定との方針を聴取した。また、ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正に関する建議を行った。

第3 一般ガス導管事業者等の監査

- 一般ガス導管事業者の平成29事業年度の事業について監査を行い、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行為」及び「約款の運用等」を重点的に確認した。このうち110事業者に対し、338件の指摘事項について所要の指導を行った。

第4章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 ガスにおけるスイッチング業務等の標準化

- ガスのスイッチング業務のフロー等について、「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」を取りまとめ、平成31年3月に公表した。

第2 LNG基地第三者利用の促進

- 平成31年12月に、①製造設備の余力にかかる余力見通しの開示方法、②基地利用料金にかかる貯蔵量や払出量に応じた課金標準のあり方を明記するよう、「適正なガス取引についての指針」を改正することを大臣に建議した。また、基地利用に必要な情報を整理し、③事前検討申込時に過剰な情報を求めることの無いよう製造事業者に対して、適宜是正を求めた。

第3 ガス卸市場における課題への対応

- ガス卸契約に関し、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、考え方を整理し、電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に対して、この考え方を踏まえて適切に対応するよう自主的な取組を要請した。

第5章 熱供給事業に係る取組

- 平成30年9月～令和元年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。
(令和元年8月末時点の登録事業者数は76社137地域)

第6章 紛争処理、広報及び国際連携

第1 紛争処理

- 1件の苦情の申出があり、処理を行った。

第2 広報の取組

- 需要家を対象にしたアンケート調査、各種講演会での講演等を行った。
- 国民生活センターと連携し、需要家に対するトラブル事例の注意喚起等を行った。

第3 国際機関との連携強化に向けた取組

- 委員会主催でAPER Forum Meetingを開催した。

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（一覧）
- 4 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（平成30年9月建議分）
- 5 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（平成30年12月建議分）
- 6 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ
- 7 電源I'の広域的調達について
- 8 2021年度以降のインバランス料金制度について
- 9 「適正なガス取引についての指針」改定案 新旧対照表
- 10 ガス導管事業者の収支管理を適正化するための経済産業省令等の改正
- 11 電力市場における競争状況
- 12 ガス市場における競争状況

2. 公表方法

委員会 HP で公表

○参考条文

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（公表）

第六十六条の十六 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。